

中小企業政策審議会

第22回中小企業経営支援分科会

平成31年3月13日（水）

中小企業庁 経営支援部 経営支援課

午後2時29分 開会

○沼上分科会長 実は定刻より20秒手前なのですけれども、お集まりいただくべき方が全員お揃いになりましたので、第22回「中小企業経営支援分科会」を開催したいと思います。

お忙しい中、お集まりいただきまして、また、まさにこの時期がピークという方々に随分お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

まず、議事に入ります前に、新任の委員についてご紹介をしないとならないということで、神戸大学名誉教授の石井淳蔵先生がご退任されて、その後任として、専修大学商学部長の渡辺達朗先生が就任されました。本日は所用のためご欠席でありますけれども、新しい委員になられたことをご紹介させていただきたいと思います。

それでは、次に事務局である中小企業庁の奈須野部長からご挨拶をお願いしたいと思います。

○奈須野部長 皆さんこんにちは。

中小企業庁の経営支援部長の奈須野でございます。よろしく申し上げます。

今日の議題でございますけれども、中小企業や小規模事業者の方々を取り巻く課題がいろいろ変わっている中で、中小企業庁ではいろいろな施策を打っています。去年は法人版事業承継税制、今年個人版事業承継税制、今国会には、中小企業強靱化法ということでいろいろなメニューを出していますけれども、支援策がわかりづらいとか、誰のサポートを受けたらよいかよく知らないというお声が多いわけでございます。

こうした声も背景にして、当分科会では、平成29年6月に支援機関の現状と課題について中間整理を取りまとめていただきまして、今回、それが1年ぶりということでございますので、この間の進捗状況についてよろず支援拠点や認定支援機関の状況について皆様にご報告させていただき、今後の方向性について議論してまいりたいと思っております。

それから、今年の2月に中小企業強靱化法案の中に、小規模事業者支援法の改正も盛り込んでおります。これについてもご報告させていただきたいと思います。

ちょっと盛りだくさんなのですが、本日は小規模企業共済制度における平成31年度の付加共済金の支給率、中小企業大学校宿泊研修施設の稼働率についてもご報告申し上げてお諮りをしたいと思っております。

以上、年度末のお忙しい時期にお集まりいただき、ありがとうございます。

本日も、盛りだくさんではございますが、皆様方の忌憚のないご意見を賜って、今後の政策に役立ててまいりたいと思っております。よろしく申し上げます。

○沼上分科会長 どうもありがとうございました。

それでは、早速、議事次第の1つ目、「『中小企業政策審議会中小企業経営支援分科会中間整理』進捗報告」に入りたいと思います。

ただいま、奈須野部長からもご紹介がございましたけれども、一昨年6月に取りまとめた中間整理に基づいて、その取組の進捗状況をご報告させていただきたいと思います。

それでは、事務局から説明をお願いします。

○小山課長 経営支援課長の小山と申します。よろしくお願ひいたします。

お手元のiPadにあります資料3をご覧ください。

1 ページは、今、奈須野部長からも説明がありました中間整理の概要ということで、まとめさせていただきましたものを紹介しております。それぞれ、よろず支援拠点、認定支援機関への機能強化等というものをご提言いただいておりますので、本日は、それぞれの支援機関が今年度1年間どういうことをやってきたかということをご報告させていただければと思います。

まず、2 ページ、「よろず支援拠点における取組」ということで、内容については3 ページをご覧ください。

3 ページは中間整理を受けまして、当面のアクションとして導入いたしました新たなPDCAということがございます。これまでなかったのですけれども、期初に中小企業庁の方でよろず支援拠点の活動方針を策定いたしまして、中小機構に受託いただいております全国本部でチーフコーディネーターの行動指針、それと年度末に行います評価の方針あるいは項目の策定を行っております。各よろず支援拠点におきましては、年度の事業計画を作成いたしまして、期中におきましては、全国本部の専門家が各拠点を巡回して、助言・指導をして、年度末に定量的・定性的な評価を行って翌年度の予算に反映するというのを29年度に実施いたしました。

今年度はその取組をさらに強化いたしまして、具体的には赤で書いた部分を追加しております。

まず、期初につきましては、29年度で評価が低かった拠点については、改善計画を作成いただくということを始めしております。

期中につきましては、その改善計画を作成した拠点に対しまして、全国本部の専門家が、通常ですと各拠点1回ぐらいなのですけれども、改善計画を作成した拠点については複数回訪問して助言・指導、コーディネーターへの研修をすることを実施しております。

期末は、その結果等を踏まえて全体を定量・定性評価をして翌年度の予算に反映することです。それと、別の観点なのですが、期末に実施したこととして、定量的な評価に加えまして、定性的な評価、パフォーマンス評価というものの拡充を今年度からしております。また、チーフコーディネーターの公募の見直しも今年度から実施をしております。

5 ページは、「定性的な評価項目の拡充」ということで、左側の円グラフが29年度の定量評価と定性評価のウェイトですが、今年度下の方に書いてあります中小機構で定めていただいたチーフコーディネーターの行動指針に照らして、実際にどういったことを行ったかというものをパフォーマンス評価として加えております。結果、定量評価と定性評価の割合がハーフ・ハーフという形になっております。定量の方も若干見直しをさせていただきまして、今までは来訪者件数と相談件数だったのですけれども、拠点によって予算規模とか対象とする事業者の数が違いますので、そういった予算あたりでどれぐらいやっている

かということと、他の支援機関とどういった連携をして課題解決を図ったかということ、さらに認知度調査の結果も定量評価として加えております。

6 ページがパフォーマンス評価を加えたことの結果の一例なのですが、ある拠点については、定性的な評価だけで見ますと真ん中ぐらいのC評価だったのですけれども、下に書いてあるような具体的な取組を行ったということで、報告をしていただいて、それを評価委員会の方々に評価していただいて、結果として全体で一つランクが上がって予算が増えた拠点があります。全体として47のうち8拠点がこの評価によってワンランクアップ、逆にワンランク下がったのが8拠点で残りの31拠点は定量評価がそのまま全体の評価になったということになっております。

7 ページが先程言った改善拠点の関係でございます。緑色のところにあるのが、いくつかの拠点を改善拠点の対象にしたかということで、今年度については5拠点を対象にしています。改善計画の作成の中身はコーディネーターの資質向上をどう図っていくか。SNS等を通じて積極的な情報発信をどう図っていくかということについて計画を作っていただきまして、③のところになりますけれども、期中においては、例ですが、A県については、年度の前半に専門家が2回訪問して、コーディネーターの方の研修が必要ということで、そういうことを実施しています。また、B県も年度の前半に3回訪問いたしまして、TV相談システムの導入についてアドバイスを受けるとともに、相談者のフォローアップをするという仕組みづくりをアドバイスして対応していただいているということでございます。

右側の青の矢印の先にありますけれども、改善拠点はE評価だったのですけれども、今年度末の評価でワンランク上がってD評価になっています。下に相談対応件数を書いておりますけれども、軒並み相談対応件数も増加ということで、この取組は一定の成果というか効果を出したのではないかと我々としては見ております。

8 ページ、チーフコーディネーターの公募の見直しということで、従来ですと、新聞社等に広告を出して、各局の方に募集をしてもらおうということでやっておりましたけれども、転職支援情報サイトを運営しているところと相談させていただきまして、時期も年末のボーナスが出た後がよいということで、その時期に公募いたしまして、実施をいたしました。

昨年度が5拠点で41の応募だったのですけれども、今年度は11拠点公募いたしまして131名の方に応募いただいたということになっています。結果としては、従来からよろず支援拠点に関わっていたチーフコーディネーターの方が再任されたり、あるいはコーディネーターの方がチーフに昇格されたりというところが多かったのですけれども、一部新しい人材が入ってきたということになっております。これはまだまだ評価の仕方も含めてこれからしっかり取り組んでいく必要があると思っております。

9 ページはTV会議システムの導入ということで、29年度は8拠点で実施しておったのですが、福岡等はこれを活用して相当良い結果を出しているということもあって、横展開がかなり進んできておりまして、今年度については30拠点で実施ということになっております。設置場所も商工会・商工会議所、金融機関、市町村、図書館等でやっております。

して、他の機関との連携のきっかけにもなっていると捉えております。

10ページは、昨年の分科会で指摘いただきましたカルテの情報共有です。

これまでは、全国本部が各拠点とデータを共有する形だったのですが、ちょっと直近になってしまったのですが、先月の末から一部の優良事例については、各拠点間で共有することができるような仕組みを始めたところです。

11ページでございますが、機能向上ということではないのですが、いろいろな政策的な課題あるいは社会的な要請への対応ということで、今年度取り組んだことを紹介させていただきます。

1つは人手不足対応ということで、人手不足アドバイザー、これは従来のコーディネーターの方にアドバイザーという肩書きも持っていてということで、増員ということではないのですが、何か人手不足関係であればこの方々を窓口にして相談する体制を作っております。

それと、働き方改革が4月から大企業の残業上限規制が導入されて、2020年4月からは中小企業にも適用されるということになってはいますが、厚生労働省とか我々からの要請をよろず支援拠点で受けていただいて、相談に来られた方への周知等を実施していただいております。

一番最後の項目ですが、よろず支援拠点は株式会社だけではなくて、NPOや一般社団等の法人形態で事業を行うということでやられた方にも相談対応をしっかりとしているということを今年2月に積極的に発信することを始めています。

昨年7月に起こった豪雨対応でも光畑さんの故郷である岡山や広島、愛媛等では積極的に現地に乗り込んでいただいて、コーディネーターの方が事業者の声を聞くという対応も行っております。

続きまして、12ページ、認定支援機関の関係です。

13ページ、施行から6年経ちまして今、認定されている方の数が32,852ということになっております。下のグラフを見ていただければと思うのですが、今年度に入って、申請件数もそうですし、認定件数もそうなので、かなり多くなっております。

この背景にありますのは、一番下にあるのですが、さまざまな制度、認定支援機関の方の関与が必要なことのメニューを増やしてきたということです。28年度まではものづくり補助金であるとか、経営改善ということでの認定支援機関の関与が中心になったのですが、最近、特に税理士さんの業務と深くかかわる事業承継の分野等でも認定支援機関の関与を規定しております、これが背景にあるのではないかと考えております。

14ページは「更新制度の導入」ということで、昨年の分科会で更新についてはおおむねご了解いただきましたけれども、7月に施行いたしまして、更新制、廃止届というものを新たに導入しています。2020年7月までは経過措置ということで、5年を超えて認定を持っておくことは可能なのですが、ぎりぎりにたくさん来られるところの処理も難しくなるということで、早目に認定を受けられた方は早目に更新申請をしていただくとい

うことで、時期を分けて受付をしております、初回が昨年の11月末の受付で、今月の8日に初めての更新認定をさせていただきました。約3,900の方の認定をいたしまして、ここに書いてある2015年7月までの認定を受けた方が約2万社いらっしゃいますので、その5分の1弱ぐらいに初回で更新していただいたということになっております。

15ページ認定支援機関の質の担保を進めていくという観点から、昨年末に金融庁と共同いたしました、監督指針というものを定めさせていただきました。今まで内規でやっていたものをオープンにして、パブリックコメントもいただいて確定したということになっております。16ページが活動の見える化ということで、今まさに最終的な局面に入っているのですけれども、ホームページの認定支援機関の検索画面をバージョンアップいたします。イメージとしては下に書いてありますとおりです。検索結果として、それぞれの認定支援機関の名前とか電話番号のほかに、自己申告されている相談可能内容であるとか、支援可能業種、主な実績に加えまして、ものづくり補助金については、過去から蓄積したデータがありますので、そのデータと突き合わせをして、実際にこの認定支援機関の方がどれぐらいの申請のお手伝いをしたか、結果、どれぐらい採択されたかということについても、この検索システムで調べることができます。

17ページ以降は中間整理であるとか、分科会の中でご提言いただいたことの対応になっておりますが、認定支援機関の方には、我々中小企業政策を中小企業者の方に届けていただくという役割も担っておりますので、その観点でいろいろな施策の情報をメルマガ等を通じて配信させていただいております。今年度は、現時点で21回のメルマガの配信をさせていただいております。

それと、研修もご提言いただきまして、昨年度から4種類の研修、中小企業大学校で行っているものについて、普通は経営指導員の方が受けられるのですけれども、そこに参加できるという形で、認定支援機関の方向けの研修というものを充実しております。結果としては、8人のみの参加になっておりますが、少ないという現状を踏まえまして、先程のメルマガ等での周知を含めて、これからしっかり取り組んでいきたいと思っております。

実態把握についても、中間論点の中でこれは引き上げすべきだというご提言をいただいておりますので、税理士さん等が忙しくなる年度末を避けまして、早目に把握をさせていただいて、結果6ポイント程の上昇となっております。

20ページは、施策・支援機関の連携強化ということで、今年度新たに取り組んだこと、あるいは取り組んでいくことだけ紹介させていただければと思いますけれども、現在は、ミラサポを改修中として、2020年の4月からミラサポplusというものを開始したいと思っております。その準備のために、経産省、中小企業庁にDX室というものをつくりまして、今、開発に取り組んでいるところです。いろいろな電子申請をここで一元的に行うことができるような機能あるいは事業者さんの情報を一部蓄積しまして、新しく支援メニュー等の公募を開始されたときに、皆さんに均等にお知らせするのではなくて、そういった施策の需要が見込まれる方にプッシュ型で情報提供をしていく機能を付加していこうというこ

とで、今行っているところです。

22ページは、スマホ等でも合わせていろいろな情報が見られるアプリの開発も同時並行で進めているということでございます。

最後になりますが、23ページで自治体との連携についても中間整理で触れていただいていますので、昨年から、中小企業庁の職員が各ブロックに出向いて都道府県の方あるいは政令市の方と、意見交換をすることということをやっております。今年度につきましては、小規模事業支援法の改正等もありましたので、そのテーマでの意見交換を行いまして、結果として、中小企業庁の職員の参加数も自治体の方の参加数も増加ということになっております。

以下は参考資料ですので、説明は省略させていただきます。

私からは以上でございます。

○沼上分科会長 どうもありがとうございました。

中間整理の進捗報告をしていただきましたけれども、これに関しまして、皆様からのご意見、ご感想等をいただければと考えております。

いつものように3分経つとチンとなりますので、大体その3分を目途にお話しいただければと思います。

どなたからでも結構ですので、いつものようにネームプレートを立てていただければ私の方でご指名させていただきます。

それでは、曾我委員、どうぞ。

○曾我委員 ありがとうございます。

3つ程申し上げたいことがあります。いただきました資料の中にあります認定支援機関向けの研修の充実には非常にありがたいと思っています。特に中小企業にとっては、人手不足が切実な問題でございますので、我々商工会議所としても身の丈に合ったIT、IoT化、AIの活用に対応していくことは急務だろうと考えております。そういう意味では、この資料にございますように、小規模企業のIT活用、支援の進め方、そしてIT・IoT活用による生産性向上支援について、中小企業に対して、現場のニーズに合った内容の研修を充実していただけるとありがたいということが1つ目です。

2つ目といたしましては、資料23ページに自治体との連携という項目がありましたが、全都道府県と情報共有・意見交換を実施したということは大変意義深いことだと思っております。ただ、できればの希望でございますが、是非この経済産業局と中小企業庁、自治体との協議の場に、利用者の立場であります各都道府県の商工会議所連合会や、商工会連合会、中小企業団体中央会の責任者と部門担当者が参加する機会を設けていただくと、現場の声が表面化されるのではないかと思いますので、そのような機会も持っていただければとありがたいと思っております。

そして、3つ目はミラサポについてなのですけれども、おかげさまで大変使いやすくなってきております。さらに、これを改善していくことは非常に良い取組と思っているので

すが、現状のもので若干データが古い部分がありますので、特にこういうものについては、情報が迅速に更新されるようなご指導をいただければと思っております。

以上であります。

○沼上分科会長 どうもありがとうございました。

続きまして、大浦委員、お願いいたします。

○大浦委員 よろず支援拠点の方は、本当に動きがあって、良くなっている感じがします。それはやはり小出さんみたいなすごく熱心な人がいらっしゃって、引っ張っていったからなのではないかと思うのです。

それに比べると、認定支援機関の方はあまり動いていないなということがありますので、お一人どなたか、本当にこれを世の中の役に立てるのだという気合いのある方をお呼びになったらどうかと思うのが1点目です。

2点目ですが、よろず支援拠点の方でNPOとか一般社団法人とか社会福祉法人等にも広く相談対応すると書いてあったのですけれども、私は実は全部持っていて運営しているのですが、NPOと一般社団法人はよいのですけれども、社会福祉法人に関しては、実は、簿記の仕方から全く違うのです。ですので、その能力のある方でないとまず相談ができません。今まで全く社会福祉法人に対しての相談をしていなかった方がやってもある意味危険ですので、そこら辺はきちんと中小企業庁で勘案されて、ここは社会福祉法人の対応ができますとかできませんとかいうものを作って、分別していただきたいと思います。でないと、利益が絶対に出ないような仕掛けですので、本当に危険です。

3番目で、ちょっと言葉がきつくなるかもしれませんが、21ページにデジタルトランスフォーメーション室と書いてあるのですが、この意味をどれくらい皆様方がおわかりになってお使いになっていらっしゃるのかということが甚だ疑問でありました。舌触りの良い言葉を使えばよいということではないのではないかなど。今、Wikipediaで見ましたら、いろいろな解釈がビジネス用語であるものの「おおむね企業がテクノロジーを利用して、事業の業績や対象範囲を」、ここからです「根底から変化させる」というもの。大変恐縮ですけれども、現時点で皆様方からご提示のあったものが、根底から変化させるものとは到底思えないので、是非次回お会いするときまでに、根底から変えられるものをご提示いただけるのが楽しみだと思います。

以上です。

○沼上分科会長 大変厳しいご指摘どうもありがとうございます。

それでは、浜野委員、お願いいたします。

○浜野委員 浜野製作所の浜野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

私からは2つもしかしたら3つになるかもしれませんが、支援分科会に参加させていただいて、いつも感じることなのですが、委員の皆さんを筆頭に事務方の皆さん方も本当に大変なご努力を中小企業のため、小規模事業者のためを思っているいろいろなご検討を積み重ねていただいて、全国にいろいろと展開していただいている。

例えば、よろず支援拠点等もパフォーマンス評価ですとか、チーフコーディネーター、カルテ情報の共有ですとか、支援活動の見える化、支援施策、メルマガの配信をされたり、アプリケーションを作られたり、ホームページを作られたりですけれども、ほとんどの中小企業、小規模事業者の方々がこの作業をわかっていない。これはすごくもったいない気がして、何となく出てきている支援だけに対して使い勝手がよいとか悪いとか、一番盛り上がるのはものづくり補助金だと思うのです。申請してお金をいただいて、機械・設備を入れるとかだけではなくて、例えば、ものづくり補助金の申請をするフォーマットがあるのであれば、そこにたどり着くまでにこの施策の検討の状況だとか、こんなこともいろいろ工夫して努力して、こういう評価の見直しをしてという過程等ももっともっと中小企業者の方に伝えるような何かをするべきではないかと感じています。

この作業がわからないと、何となくポツと出てきて、全然よく考えていないよね、使い勝手が悪いよね、ですけれども、これは出す側も施策の内容もありますけれども、使う側の我々もそこをちゃんと理解してお互いに良くしていこうという意識を持たないと、一方通行では何も変わらない部分があるのかなかろうか。中小企業を営んでいる立場として、この作業なり過程なり、この検討会での非常にボリュームのある検討を是非中小企業、小規模事業者の方々に見ていただくなり中小企業者自らが知るべきだと思います。

もう一つが質問で、今、お答えをいただく必要は全くないのですけれども、例えば評価の低い5拠点というものが資料の中にありましたけれども、ある意味これは共通する特性みたいなものがあるのでしょうか。例えば、地域なのか、ある業界、業種に関する評価が低いとか、ある施策に対してあまり評価をしていないということも、今後の施策の改定や見直しの中で必要かもしれないと思って意見をさせていただきました。

以上でございます。

○沼上分科会長 どうもありがとうございました。

それでは、高澤委員、お願いします。

○高澤委員 中小企業診断協会の高澤です。

私はよろず支援拠点の意見と認定支援機関の視点で話させてもらいます。

よろず支援拠点につきましては、私の仕事上、チーフコーディネーターといろいろ関与する機会が多くて、そこの中身で話をしておりますと、よろず支援拠点に関してはすごく良い支援をやっているのだという気がします。殊によろず支援拠点の大きなやり方というのが、小出さんのやっているf-Bizモデル的な売上拡大の方向性と、中嶋さんがやっている板橋モデルの経営改善の方向性。これはモデルになっているわけなのですけれども、小出さんのf-Bizモデルはすごく目立つというかわかりやすく、成果が見えやすいのですけれども、一方、改善になってくると、なかなか表に出しづらいモデルがあります。それは何かというと、事例集とかをよく見るのですけれども、事例集を見てもこの改善モデルは何なのだろうというのが文章上からは全然見えないけれども、中身を聞いてみるととんでもなく良い支援をやっているのだけれども、それを表立って言うことができない、という

ことが多々見受けられているので、これを何とか表に出せるようなことができればよいのではないか。そういう面では、特にチーフコーディネーターにしろコーディネーターは多少温度差があるのですけれども、あまり自分の支援の活動をこれだけやりましたということを、逆に言うのを嫌がるというか、そういうものを支援する立場なので、それをあまり表だって言うべきではないというのが若干あるようで、そういうところも、そうではないとちゃんと伝えなくてはいけないのだけれども、それをうまく情報を出していくと、本当に良い支援をやっていることがもっと見えてくるのではないかという気がします。

そういうものもありながら、もう一つ、よろず支援拠点に対しては、一つの県に一つしかない。とりあえずサテライトであるとか出張相談という対応はとっているのですけれども、エリアが広過ぎて、これはまだまだ課題としては残るのではないか。やはりエリア制とするのか、人数の問題もあるのですけれども、もう少し分散させてエリアごとの独立性を持たせるか。それに対して何らかの数字を張りつけるのかということを検討されてはよいのではないかと思います。質は間違いなく良いので、これをどうやってより深く広くやるのかという課題になるのかどうかですけれども、これは感想として話させてもらいます。

もう一つ、認定支援機関なのですけれども、これももう3万を超えたということで、中小企業庁の施策を企業まで浸透させる仕組みはできたのかなという面ではすごく評価できると思います。

こちらの15ページの不利益処分の公表というものが書かれていたのですけれども、認定支援機関の数が増えてきたので心がけがよろしくない方も多少見受けられるようなので、そこら辺のコンプライアンス上とか問題のある方がいらっしゃれば、きっちりとチェックしていく必要がある。これは大歓迎でどんどんやっていただければと思います。

この認定支援機関は、ものづくり補助金もあるのですけれども、ものづくり補助金というよりも私は中小企業診断士でこれの一番良いところは経営改善計画、いわゆる405事業ですけれども、今、早期改善というものはやっていますけれども、そうではなくて本当の意味での経営改善計画。経営改善支援センターに定常でバンクミーティングをとりながら改善計画をとることは、かなり多くの企業にとっては助かっている部分があると思います。

最近、この認定支援機関については、講習というところに出てきていないのは、経営改善計画の策定の基本的な本当の考え方。財務状況だけではなくて事業状況もきっちりと講習というものを一番最初のころはやっていたと思います。そういうものをきっちりと再度教育し直して、その部分をやって改善計画策定の場に持っていくと、さらに良い支援ができるのではないかと思います。

最近、ITとか新しい方の情報提供であるとか、海外展開でもそうですけれども、そっちには行っているのだけれども、最も大事な基本的な部分が、知っているのが当然という感覚なのかわかりませんが、この部分を再度強化していくとよいのではないかと考えております。

以上でございます。

○沼上分科会長 どうもありがとうございました。

まだネームプレートの立っていない方がいらっしゃると思いますけれども、光畑委員からお願いいたします。

○光畑委員 モーハウスの光畑です。

ご説明ありがとうございました。

私は軽めに3つ、4つという形でお話ししたいと思います。まず、よろずに関してなのですが、お話を伺っていきまして、11ページの内容が非常に私としては取り上げていただいてとてもありがたいと思いました。まず、NPO法人への支援ということで、NPO法人、一般社団、社福ですね。私は社福とか一般社団法人には関わっていないのですが、私自身がユーザーの立場としては、いわゆる社会企業的な、まず、利益を上げましようというところではなくて、社会的ミッションでやっていくという形でこうした支援を受ける中で、なかなか一般的な企業向きのご支援をいただいてもマッチしない部分が非常に多かったです。一般企業の理論でご支援いただいても、社内での考え方の違いでかえって混乱してしまう経験が何回もございまして、恐らくミッションが違う部分がありますので、ここに関してはNPO法人に詳しい方が必ずしも良いのではないと思うのですが、柔軟に対応いただける方、あるいはプロセスコンサルテーション的に対応できるような方に入っていたらとより良いかなと思いました。

一方で、NPO法人について事業型に対してのご対応もいただけると思うのですが、私自身はNPOを立ち上げて、税理士がもともと事業型では考えていなかったのですが、事業型で自分で回していくことを考えた方が良いと言っていて、そちらにシフトした経験もございまして、できればそうした形で自分の団体の中で循環できる形に持っていくことが理想だと思っておりますので、そうしたご支援をいただいたことはとてもありがたいと思っておりますので、是非一般の企業だけでなくこちらにも力を入れていただけるとありがたいと思っておりますので、感謝をしつつも少しだけお願いでございます。

あと、人手不足や働き方改革に関しましても、人手不足アドバイザーということで、例えば社労士さんであるとかということをおっしゃっていただいたのですが、例えば私どもがやっています子連れ出勤ですとか、まだその土俵に乗ってこないような裏技的な働き方というものが、小さな企業、中小以下の企業にとっては非常にチャレンジしやすい、あるいは大企業と比べても、それをやることで人を採用する上で戦っていけるやり方だと思いますので、そのあたりの情報も社労士さんに持っていただくのか、ただ、社労士さんは実際に話していると、法律を守っていきましようかと抑えられることの方が多いので、他のアドバイザー以外の方もこうした知識も持っていただけるとよいかと思います。

それから、認定支援機関に関してなのですが、軽く申し上げますと、先程浜野さんもおっしゃっていたように、これだけのお力を割いていただいて、皆様の大変なご努力と時間で、これだけの手厚い支援がされていることが実際の事業者になかなか届き切れていない。私もそうでしたけれども、届き切れていないのがとてももったいないですし、生

かしてほしいというのが私の基本の気持ちとしてあります。

そうした中で、13ページにありますように税理士、税理士法人の数が認定支援機関としては非常に多いのですけれども、先程税理士さんには、非常にお世話になりましたというお話をした後であれなのですが、私も何人か税理士にかかわっていただいているのですが、税理士からこうした制度がありますというご提案は、意外といただいたことがないのです。単純にチラシで商工会議所から入ってくるだけというよりは、毎月の監査でいらしていただいたときに、こういうものがあるからどうですかということをお願いした方が、もともと信頼関係がありますので、一步踏み出しやすいと思いますので、是非ここは税理士さんのお力をもっとお借りしたいところだと思います。

あと、軽くおまけ的なのですけれども、16ページにございます活動状況の見える化ですが、私もこの間、税理士が変わったこともありましてこうしたネット上の情報は見るのですけれども、総花的と言いますか書いてあることが大体一緒なのです。この中で、どこを選んでいくか、どこが強みなのかということがなかなか読み取りづらいところがございます。ここは定量というよりは定性的になるのですけれども、個人的な希望です。ちょっと一言アピールとか、第三者からここはこういう強みがありますよという一言があると、今、ロコミ等で選ぶ文化がありますけれども、そうした定性的な部分が一言入っていると非常に選びやすい。この支援機関がどういうところなのかということが読み取りやすくなるかなと思いました。これは聞くだけ聞いていただければよい、ちょっとした要望です。

以上になります。

○沼上分科会長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、瀬戸川委員です。

○瀬戸川委員 では、2点申し上げたいと思います。

10ページのよろず支援拠点のところ、優良事例を全拠点で共有できるようになったことはとても良いと思います。共有する内容は「事例がこういうふうに変化しました」ということなののでしょうか。それとも、「こういうことを言ってこういうことに変化した」というアドバイスプロセスも含めたものなののでしょうか。

せっかく共有するのであれば、これから支援を受けようとする人が優良事例を見るだけでなく、アドバイスをする人もこういうアドバイスの仕方があるのだとか、具体的な声のかけ方とか質問の仕方とか、できるだけ生々しい情報を入れた方が、活用範囲が濃くなると思います。それが本当の共有化になるのではないかと思います。

それと考えが似ているのですけれども、先程も出ました16ページに関しましては、見える化と書かれてはいますけれども、私の感覚だと見えません。私に限らず、こういう情報を積極的に見ようとしている方からしても、きっと見えません。

見える化というのは、もっと顔が見えるとか、どういう人がどういう思いでやっているのかとか、具体的に支援を受けた人も顔を出してこういうふうになりましたということが見える化と言うのだと思うのです。国がやっていることもあって、個人情報は先程のよろ

ず支援拠点の方も削除してと書いてありますけれども、嫌だと言われれば無理にはできませんけれども、いいですよ、という方も多分いると思います。テレビでもコンサル番組みたいなものがありますけれど、みんな顔を出していますよね。ひどい状況からここまでよくなりましたということを見てもらうことで、そこにお客さんが行くこともありますし、お客さんでなくて覗きに行く人もいるかもしれない。できる限り隠さない方がよいと思います。私はジャーナリストだから余計そう思うのですが、出してはいけないという考えから入るのではなくて、出したいというところから入った方がお互いに良いと思います。

支援する側と支援される側の信頼関係があれば、どうぞ出してください、役に立てるなら、ときとって言ってもらえるのではないかと思いますし、見られていることが糧になると思います。透明性を高めることは大事なので、お考えいただけたらよいのではないかと思います。

以上です。

○沼上分科会長 どうもありがとうございました。

続きまして、高井委員、お願いします。

○高井委員 弁護士の高井です。

まず、よろず支援拠点につきましては、PDCAの成果が出ているということで非常に嬉しいと思っております。本当に昨年の議論の成果が出たと非常にうれしく思っております。評価がそれぞれの各拠点にあるわけですが、どこかの時点で外部からも見えるような形になっていくことも考えられるのかなという感想も持っております。まだちょっと難しいかもしれませんが、そのような感想を持っております。

それから、認定支援機関なのですが、耳の痛いお話をユーザーの方々からいろいろいただいています。弁護士もしくは弁護士法人はかなり登録しておりますし、最近、非常に弁護士は中小企業法務について関心が高くなってきております。特に事業承継はかなり大きないろいろな関わり方があることもありまして、中小企業法務について弁護士の方で、今まであまりやっていなかったけれども、やるようになってくるという動きがありますし、実際にやっているのですが、ユーザーの方にとって、多分一番弁護士は遠いですし、費用は一体幾らかかるのか、寿司屋の時価みたいにどうなっているのかよくわからぬと言われます。これは我々の反省するべきところでもあるのですが、認定支援機関としても使っていただきたいという思いがいっぱいあります。

費用の点がわからない部分が一番大きいものの一つかと思っておりますので、認定支援機関の弁護士を相談派遣するような機会もしくは制度を後押ししていただけると接点ができて、また、お互いの理解になるのかなと思っております。

以上でございます。

○沼上分科会長 どうもありがとうございました。

続きまして、高田委員、お願いします。

○高田委員 ありがとうございます。

まず、これは1年たってどんなことをやったのかという話なので、我々もよろず支援拠点ですと全国本部を勤めさせていただいております、いろいろ耳が痛い話がいっぱいあるなと思って聞いておりましたが、私は全般的に前進しているのではないかという感じで見ております。

ただし、例えばよろず支援拠点で言いますと、もともとは47都道府県に1つしか置かないということは、当然、限界があるという前提でやっているのです。したがって、これはどういうふうにしてエリアに1つしかないということの限界をなくしていくのかという努力を、テレビ会議やサテライト等によりいろいろやっている、あるいはその辺に散らばっている中小企業の皆さんも、わざわざそこに行くということについてはいろいろ無理があるということは間違いないので、次のステップに向けて、例えばこれはいつまでやるかという話がありますよね。結構、年間でも40、50億円ぐらいかけて毎年やっていくのかという議論はあると思いますし、今のような限界が克服できていればよいと思うのです。

そうなりますと、先程デジタルトランスフォーメーションの話がありましたけれども、そこまで私も頭が回っていませんが、相当そういったものを使いながら、いながらにして受けられる教育みたいなこともあるでしょうし、相談もできる可能性は追求していかないといけないと思うのです。

そのために、10ページにカルテ情報の共有化がありますよね。このカルテの情報は私も見ているのですが、まとめたものしか見ていませんので、はっきりしたことは申し上げられないのですけれども、ここがどこまで使える代物になっているかということが次のステップに進むための情報としてどこまで使えるかという話です。したがって、じっくり相談の内容についてわかりやすくしっかりと分析されたというよりもローデータ的にしっかり、データとして捉えているということが必要だと思っております、我々もいろいろな提案を今、全国本部として中企庁の皆様方としようとしていますので、また、いろいろと話し合いをさせていただければと思います。

あと、次の認定支援機関の話ですけれども、この認定支援機関の制度は私が着任したときにそんな議論もあって、しばらくして立ち上がったわけでありましてけれども、もともとはどちらかというと専門的な知見を持っている方々で大体認定していくということでやられていますので、このある種、弱点、強みというものを、裏腹なのですけれども、あるところに深い知恵を持っている。ただ、もともとは中小企業の悩みは幅広い悩みですよ。それに対応できたのがよろず支援拠点だったわけです。そういう意味では、その辺の組み合わせでやるのかあるいは認定支援機関の皆さんに深い知見に加えていろいろな中小企業の実態みたいなことをしっかり知っていただかなければいけない。これがいろいろ研修制度ということで、例えば18ページのとおり、いろいろやらなければいけないという話を議論してこういうふう目標を持ってやろうというふうにしたのですが、結果は先程のご報告のとおり、8名しか受講していないという話は、内容はプアでだめなのか、もっと別の視点で問題があるのか、我々も反省しなければいけないことがあります。この辺の研修の

制度を是非とももっともっと充実していきたいと思ひますし、そういうことでやっていたきたいと思ひます。

以上です。

○沼上分科会長 どうもありがとうございます。

それでは、河原委員、お願いいたします。

○河原委員 お話の機会をいただきまして、ありがとうございます。

まず、よろず支援拠点につきまして、私から3点、お話をしたいと思ひます。

1点目評価項目ですが、資料3の参考 26ページの評価基準についてです。今年度から先程のご説明の中では、定性的評価の拡充ということで、パフォーマンス向上に向けた取組がなされたということは、一定の評価をいたしております。

しかし、私としては、組織として基本的な評価項目がないのではないかと気がなっています。よろず支援拠点は、個人情報や企業情報等の貴重な情報を取り扱う機関でもありますので、従事者の倫理教育やITセキュリティー等も含め、さらに事故があった場合の対応の整備等も、きちんと評価するという必要ではないでしょうか。

2点目は、評価者につきましてですが、こちらは中間整理には、「よろず支援拠点は国からの委託を受けた中小企業支援機関としての、地域の中小企業支援機関の核となり連携をしていくことが期待される」と書いてあります。これは、まさに地域中小企業支援のハブ機能と私は考えます。

そのため、今後、先程の評価にあたる評価者というのは、この制度の発展にはとても大切な方々になると思ひます。そこで、各拠点の利害関係のない第三者で、かつ、定期的に見直しはされた方が、この制度の発展のためにはよろしいのではないかとと思ひます。

3点目が人材についてです。チーフコーディネーターの公募の見直しや、人手不足対応のアドバイザー等の大変良い取組をされていると思ひますが、1点、ITへの対応という点では意見があります。

昨年、委員として参加したスマートSME研究会では、スマートSMEサポーターという資格を認定する制度が創設されています。正式名称、情報処理支援機関であったと思ひますが、担当課長がいらっしゃいますので、後でフォローいただきたいと思ひますが、各拠点で、スマートSMEサポーターの名簿を保有するだけでも、連携の一步が進むのではないのでしょうか。スマートSMEサポーターは、これから必要とされる支援制度だと思ひますので、よろず支援拠点と連携して進めていただきたいと思ひます。

次に認定支援機関ですが、昨年の見直しの際には、金融機関の方も参加されていましたが、金融機関との連携がなかなか進まないのは心配な部分もあります。

本日の配布資料にはございませんが、中間整理の別添の中でも、金融機関についてかなりの部分を書いていただきました。その中で、信用補完制度の見直しによって、今後、金融機関の経営支援も期待される中で、よろず支援拠点と金融機関との一層の連携の強化、具体的な方法として経済産業省から公表されている「ローカルベンチマーク」を活用して対

応を深めていくという部分がございます。

支援者連携の輪を各地で広めていくためにも、私は、支援者の共通言語として「ローカルベンチマーク」の活用を、是非、この中小企業経営支援分科会でもご検討いただきたいと思えます。

以上でございます。ありがとうございます。

○沼上分科会長 どうもありがとうございました。

いかがですか。何かこの仕事のピーク時にご意見を賜るのは何なのですかけれども。

○清田委員 日本税理士会連合会でございます。

いろいろと耳の痛いご意見をいただきましてありがとうございます。

税理士といたしましては、やはり顧問先への支援を前提に考えておりますので、どうしても顧問先を優先し、それ以外の者への支援をあまり考えていないという税理士も多いのかと思えます。これは反省点でありますけれども、日本税理士会連合会としても、そういうご意見があったということ伝えていきたいと思うところでございますし、税制も改正されましたので、今後、認定支援機関である多くの税理士がどうしたら皆様方のご期待に応えられるのかということをもっと考えていかなければいけないところでありますので、これはこの場でどうこうということではなくて、今後、いろいろな機関とご相談を申し上げながら進めていきたいと思っております。よろず支援拠点も同じですが、これも地域差がございますので、なかなか一定の方向でどうということが行きづらいところがありますので、とにかく協調体制をとっていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。ありがとうございました。

○沼上分科会長 どうもありがとうございました。

時間的には、比較的順調に進んでおりますので、もう少しお話しいただいてもよいのですけれども、比較的順調に進んだまま進めていきたいと思えますので、私から一言だけ、皆さんのお話をお伺いして思ったのは、このシステムに関しては、情報のやりとりとか評価情報の見える化みたいなものが結構鍵になってくるのだということにすごく強く感じました。

7ページ等を見ていると、よろず支援拠点の相談件数が右下に2,765件が7,157件に1年で上がっているとか、前の年は何をやっていたのだと思うぐらいに大きく改善されている。多分全国本部とかさまざまなところがかなり介入されてこういう変わっていったのだと思うのですけれども、恐らくこれが誰かが介入しなくても自律的に徐々に改善しなければいけないと本人が思って手を打てるという情報システムができ上がって、エコシステムができ上がっていけば、もっと全国レベルで改善が積み上がっていくのではないかと思います。

その意味では、すぐにはできないと思えますけれども、我々がAmazonで何か買うときには、星がいくつだとかいう情報とか、お客さんが書き込んでいるところがあって、自律的

にマーケットが動いていくということがありますので、そういう情報がうまくお互いに発信されたり読めたりするというシステムが組み込まれていくと、一々介入しなくても自動的に頑張らなければいけないというシステムに変わっていくと思います。すぐにできるとは思いませんけれども、そういう方向を漠然と目指していく必要があるかなと、皆さんのご意見をお伺いしながら感じたところでもあります。

今までいろいろご意見を伺ったので、事務局から何かお答えすることがあれば。

○小山課長 いただいたご意見を十分に踏まえてまいりたいと思っております。

全てについてお答えはできないかと思っておるのですが、まず、ご質問でいただいた各拠点でE評価だったところ、傾向があるのかということではありますと、地域的にはばらばらなのですけれども、やや東日本よりかなというのが私の見た感じですが。この分析は今すぐには難しいのですけれども、よく考えてみたいと思っております。

それと、カルテの情報共有なのですが、高田委員から言っていたように、基本的にはカルテということで、結果どういふことをやったということが中心になって書かれていまして、どんなポイントで支援したとかいう話はそこには含まれておりませんが、むしろ研修とか拠点同士のコミュニケーションの中で、補っていくということを考えていきたいと思っております。

全般としてよろず支援拠点については、分科会長にも言っていたのですけれども、途中のプロセスというものが今回、プレゼンテーションするにあたっていろいろ資料を見てまとめたのですけれども、あまり出ていないという感じは私も正直思いましたので、どこまで出せるかということとは慎重に検討する必要があるのですけれども、いろいろな情報、評価情報であるとか、相談件数情報というのはいさし出していった方がよいかなと思っております。

1県1拠点の問題は、非常に大きな問題だと思っております。サテライトみたいにもっと増やしていくことも一つの方法としてあるのですけれども、現状、今の資金を前提にすれば、例えば予算は独立性を持たせてやっていくとか、あるいはサテライトをそれぞれで評価していくとか、現状の評価の中でうまくサテライトが注目されるような仕組みができるかどうかということについて考えていきたいと思っております。

認定支援機関については、かなりいろいろな課題があるということで、ご指摘いただいて、見える化が不十分ではないかとか研修もしかりということで、研修に関しては、経営改善計画に関するものをしっかりやっていった方がよいという具体的なお提言もいただいておりますので、そこは機構さん等とも相談しながらやっていきたいと思っております。税理士さんとの関係も、もっと中小企業施策をデリバーしていただくという役割、研修もそうですし、メルマガもそうなのですけれども、我々、税理士協会さんともいろいろコミュニケーションさせていただいておりますので、そういった税理士協会だけではなくて会計士協会の皆さんもそうなのですけれども、もう少ししっかりお伝えするというのをやっていきたいと思っております。

ミラサポについては、しっかりやりたいということで、宿題にさせていただいて、中小企業施策の広報全体をどうするかということだと思いますので、これはこれで中で議論したいと思います。

あと、自治体との連携についてご提言いただきまして、自治体の方が一緒にいる場が良いかどうかはありますけれども、せっかくいろいろなところに出向いているタイミングですので、是非支援機関の方とも意見交換ができるかどうかについて検討させていただきたい。

○曾我委員 できればやっておく方が良いと思います。

○小山課長 そこも含めて検討させていただければと思います。

○沼上分科会長 まだちょっとあったので、どうぞ。

○師田課長 ありがとうございます。

先程河原委員から、スマートSMEサポーターの制度、これは昨年の生産性向上、産業競争力強化法の改正で、いわゆるITベンダー、中小企業に対してITツールを提供される方々の認定制度というものを創設しまして、昨年の10月から認定を開始して、現在269機関が認定されているというところがございます。ご指摘のありましたとおり、インターネットでも見られるのですけれども、このリストがあるということをよろず支援拠点にもお伝えしまして、お使いいただくように周知を図ってまいりたいと思っております。

○沼上分科会長 どうもありがとうございました。

それでは、次の議題に移りたいと思います。

議題に2は、「小規模事業者支援法の改正等について」ということであります。これについては、小規模企業振興課の西垣課長からご説明をお願いしますでしょうか。

○西垣課長 皆様のお手元で資料4になっております「小規模事業者支援法の改正案について」ということで、ご説明をさせていただければと思います。

今日、この案件でお時間をいただいておりますのは、実はこの改正法案が通りますと、改正後の小規模事業者支援法に基づきまして基本指針を定めるといった手続に入ります。その場合に、こちらの経営支援分科会でご審議いただくことになりまして、恐らくそれは法案が通った上ですけれども、5月か6月ぐらいだということが見越せていることもありまして、本日の機会をいただいて、今ちょうど国会に提出しております小規模事業者支援法の改正案について、ということで本日ご説明をさせていただければと思います。

1 ページめくっていただきますと、中小企業政策全体の流れの中で、この小規模事業者支援法の位置づけということで、1枚目の絵を入れておりますけれども、もともと中小企業基本法というものが昭和38年からある中で、大改正を平成11年にしてやる気と能力のある中小企業の支援の方向に舵を切った。

その次の流れとして、中小企業でも発展成長性のある中小企業支援という方向に拡充していったときに、一方で、小規模事業者の方々は成長発展ということだけでも、なかなかそこまで行き着けなくても地域において非常に重要な役割を果たしている小規模企業につ

いてもう少し考えていこうといった流れがございまして、平成26年にもう一個の基本法、小規模企業振興基本法が制定されたという流れになっております。

この基本法が制定された5年前に、本日、ご紹介させていただきます小規模事業者支援法についても同時に改正されてございまして、その支援法の見直しというのが今回の議題でございます。

この平成26年の基本法制定に伴い小規模企業振興基本計画というものが策定されているのですけれども、この基本計画の5年後見直しというものも今年に当たっておりまして、基本計画の見直しとその下に書いてあります小規模事業者支援法、こちらも5年後見直しということがありまして、両方を同時並行に議論しているという状況でございます。

次のページは参考ですが、今申し上げました小規模企業振興基本法に基づいて小規模企業振興基本計画というものがその年の10月に策定されておりまして、この5年後ということで、今年の春にこの基本計画の見直しも議論しているところでございます。

3ページ目でございますが、この基本計画の見直しということを前提に、中小企業政策審議会の下の小規模企業基本政策小委員会で昨年の春から12月まで7回程度議論してきました、ちょうど基本計画の見直し案というものが次のページに出てきております。

さっと飛ばさせていただいて恐縮なのですが、4ページ目が5年後見直しで新たに定めようとしている小規模企業振興基本計画案でございます。ちょうど真ん中を見ていただきますと、基本計画の基本的考え方ということで、「+」というマークがあると思います。5年前に定めた基本計画のときには、小規模事業者を取り巻く環境変化の中で事業者が持続していただけても大変だ、事業者の持続的発展を支援していこうということを、基本法を受けた基本計画の中核に据えておりました。そこから5年経ってみて、さらなる環境変化として地域の環境変化、過疎化がますます進んでいる。あるいは昨年は大変自然災害が多かったですけれども、そうした自然災害が多発している、あるいは経営者の高齢化の中で事業承継を含めてなかなか進んでいないと事業継続そのものが難しくなっている。5年前以上に厳しい状況が起こってきている。また、小規模事業者自身の環境変化として右側に少し挙げております。経営者の高齢化、後継者不足に加え、人手不足待ったなしと、大企業でも人手不足といっている中で、中小・小規模事業者に至っては全く人が来ないとか、どうやって生産性向上して何とか事業継続をするのかとか、小規模事業者の環境変化もこの5年間で激しく環境変化に晒されている。

そうした中で、今回、第Ⅱ期、真ん中のところですが、事業者の持続的発展という個々の事業者に着目するだけではなくて、むしろその事業者の置かれている立場、地域におけるどういう人達なのだろう、地域を牽引する企業に連なっているのかどうか、地域のサプライチェーンの中の重要な役割を示しているのか、あるいは地域のブランド化であるとか、地域の産地がものすごく疲弊が進んでおりますけれども、その中の重要な役割を持っていらっしゃるのかどうか、といったことも含めて考えていかないと、全ての事業者の持続的発展が難しい中で、その事業者さんの置かれている周りを取り巻く環境と一緒に

考えていこうというものが、第Ⅱ期の基本計画の大きな変更点でございます。

それを受けて下に4つの目標と12の施策として挙げているのですけれども、そのうちの赤で囲んでいます10番の小規模事業者の支援に向けた国と自治体の連携強化、地域という視点を今回強くしていきたいと思っておりますので、自治体の取組と国の施策が二重行政になっていないか、むしろここを連携することで効率化していこうとしております。

12番でございますが、災害が多発している中、あるいは経営者の高齢化が進んでいく中で、どうやって事業継続をしていくかといったことについてのリスクが高まっている。こういったあたりを踏まえて、今回、基本計画の見直しから出てきた各種課題をどういうふうに取り組むかということで、小規模事業者支援法の改正案に繋がったという状況でございます。

右側の下に支援法の改正案が2つ書いてございます。1つは、既存の経営発達支援計画のスキームの中に自治体との連携を強化したこと、2つ目は、事業継続力強化のための支援を行う計画を新たに作成したこと、この2点が今回の法律改正のポイントでございます。

次のページにそれぞれ5ページ目、6ページ目という形で書いてあるのですけれども、この辺はざっと絵でご説明したいと思いますけれども、5ページ目は既存の経営発達支援計画の策定にあたりまして、左側に経産大臣にこの計画を申請すると認定するというものが現在のスキームでございます。今回新しくしましたのは、真ん中の計画策定の中に市町村が共同して策定するという形を付け加えたこと、左側の経産大臣が認定するにあたって、都道府県知事の意見をもらうという2つを加えまして、市町村、都道府県と一緒に小規模事業者の経営発達支援計画を認定し、支援していくという形に変えております。

6ページ目ですけれども、事業継続力強化支援計画というものを新たに法案の中に位置づけます。都道府県知事がこちらの計画は認定する形でございますが、実際に災害が起ってからではなかなか手につかないもの、事前にどういった被災減災的な予防対策をしておいたらよいかといったことを事業者さんが考えるにあたって、商工会、商工会議所が支援する、といった計画を新しい法案に基づいて今後策定していただくという形でございます。

7ページ目にまいりまして、この法案がちょっとややこしくて恐縮なのですが、小規模事業者支援法の改正という形でご説明しておりますが、今通常国会に閣議決定されて出ておりますものは、参考と書いております中小企業強靱化法案というパッケージで出ております。実際には4つの法案の束ね法案になっておりまして、今ご説明した部分が赤で囲んでおります②というところの商工会、商工会議所による小規模事業者の事業継続力強化の支援、下のその他の中に入っておりますが、経営発達支援計画について市町村や都道府県が関与するといった小規模事業者支援法の改正を含む中小企業強靱化法案のパッケージで、この通常国会で今後議論されていくという状況でございます。

8ページ目にまいりまして、この法案が通った上でですけれども、今申し上げたような改正内容がございますので、この法律に基づく基本指針の改正が必要になるというところ

でございます。詳細はこれからの検討でございますけれども、今回の法案の影響を受けるという意味で8ページの青いところを書いてございます今回の基本計画の新しい内容に合わせて修正する部分、あるいは支援法の改正に合わせて追加する部分について今後議論いただく機会をお願いしたいと思っております。

9ページ目に、最初に申し上げましたけれども、今の流れが書いてあります。2月15日にこの法案が閣議決定して国会提出しておりますが、通常国会で可決されましたら基本指針について中小企業政策審議会へ大臣から諮問し、中小企業政策審議会からこちらの経営支援分科会へ付託されますので、こちらで議論いただくということをお願いする予定で考えております。

私からは以上でございます。

○沼上分科会長 どうもありがとうございました。

本件について、皆さんの方からご意見等ございましたら、また、ネームプレートをお立ていただければと思っております。

これについては、全員に一言ずつぐらいの時間は必ずしもない、しかし、ご意見を賜れると大変ありがたいという状況でございます。

大浦委員、お願いします。

○大浦委員 きついことばかり言っているようすみません。

これは、小規模の企業ですよ。そうすると5、6人とかそういうイメージですか。

○西垣課長 製造業、建設業は20人以下で、小売卸は5人以下になります。

○大浦委員 そう思いますと、多分まとめた決算書が作れないというレベルのところが多い中で、この支援をしなければいけないのだろうと思うのです。ですから、みんなができるはずだと思っているものができない方々向けの部分がちょっと見えないので、できればそのところをもう少し書いていただくと、この法案が通った後でそちらにも目が向くのではないかと思います。もちろん、やる気のあるところを支援するのも大事だと思いますけれども、現在、承継問題、継承問題、その他いろいろ起こっているところというのは、もうこれ以上どうにもならないよねというところであって、そういうところは多分、今の私の申し上げたレベルなのではないかと思いますので、是非そちらを強化していただけるとありがたいと思います。

○沼上分科会長 どうもありがとうございました。

あと、2、3人が発言できる時間的な余裕はあるのですけれども、皆さんいかがでしょうか。

曾我委員、お願いします。

○曾我委員 ただ今のご説明の中に商工会議所、商工会という名称が出てきているだけに、しっかりと役目を果たさなければと責任を感じるところでございます。

本改正により、基本的には非常にいい方向でケアできるのではないかと期待しています。一方で、現場サイドにおいて、やる気をなくしてきたり、元気もなくなってきたりという方

は、行政や商工会議所、認定支援機関等々の目が届かないというか手が届かない、自身も支援機関を利用する意欲もないような小さな企業です。だけれども、地域にとっては必要な企業もあるので、こうした企業にどう生き残っていってもらおうかというところが今後のすごく大きな課題です。特に、目先に迫っています消費税増税と軽減税率導入については、まだまだ準備がしっかりできていないというのが現実としてあります。特に今議論しているような本当に小さい企業については、ちゃんとした対応等を求めますと、それを機に廃業するよという方が結構いるものですから、これはまた困っています。

ただ、私どもが取り組むべき一番緊急な問題は、とにかく一社でも多くの企業に存続していただくことです。そのため、より多くの企業が成長できるよう支援していくことが我々の最大の仕事だと認識し、私ども自身の業務の見直しを行うとともに、人の補充を一生懸命行っている現況であります。

○沼上分科会長 ありがとうございます。

この後、高澤委員、瀬戸川委員と続いて、そこで一旦次の議題に移りたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

では、高澤委員、お願いします。

○高澤委員 中小企業診断士の高澤です。

中小企業強靱化、いわゆるBCPですよね。これは事業承継と絡めてやっているとすごくよくて、後継者がいないので何かあったときに、もうやめますという経営者が多い中で、強靱化の概念はかなり強く経営者に伝えていかなければいけないという思いがあります。

これを普及させるにおいては、今度はまたBCPとか、その前は経営各種のいろいろなものがある中でも、これはすごく大事なもので、そうなってきた場合には支援機関、経営者にいきなりこの話をしてもなかなか理解できないので、やはり支援機関あるいは金融機関の力を借りて協力に進めていくのは良いのかと。実際にやってみて継続計画を作ってみて初めて気づく部分があるので、これは何とか支援機関の方に頑張っていたいただきたいという部分はあります。

○沼上分科会長 ありがとうございます。

それでは、瀬戸川委員、お願いします。

○瀬戸川委員 強化という言葉が載っていますが、強化というのは税金、相続税を強化しているというニュアンスが多分に含まれるのですか。承継円滑化は、相続税とか贈与税がすごく大きな負担なので、そこが緩和されるのが大きな意味合いなのかと。

○西垣課長 税制としては。

○瀬戸川委員 これは、もちろん良いと思うのですが、取材先でこれを聞かないことはない課題は人材不足です。上場企業でも世界的なブランドを持っている会社でも、外国人の人がいないと本当に厳しいと聞きます。

私の友人は人気のレストランをたたむ決断を最近したばかりです。人がいないからです。お皿洗いを募集すると、今、2500円ぐらい時給を払わないと来てくれず、本当にやってい

けないと聞きます。人がやりたがらない仕事の時給が上がることは、私は道徳的観点から良いことだと考えますが、経営が苦しくなるのもまた事実です。

その友人は自分でベトナムの教育機関に行って3人採用しました。レストランは閉じるので、もう一つの別会社で採用するそうです。良い人達で楽しみだと言っていました、そういう情報は個別に入手しないとわからないとかなり言っていました。今、国が外国人の就労制度を進めていると思いますので、是非それとの連携もしてほしいです。中小企業を強化、強靱化するとき、海外も含めた人材情報を提供してほしい。本当に急務ですから、是非お願いしたいと思います。

○沼上分科会長 どうもありがとうございました。

今、大学生が塾の講師をするより皿洗いをした方が高いかもしれないという大変衝撃的なお話をいただきまして、勉強になりました。もし何か。

○西垣課長 大浦先生、ありがとうございます。

今日、あまりご説明しなかったのですが、平成26年の支援法の改正のときの一番のポイントは税務指導、記帳指導を中心としていた経営指導だけでは事業環境変化の中で事業継続ができない。新しい事業開拓をするとか、経営をそもそも見直すとかいった方向を含めないとおっしゃるように、財務諸表一つ書けない状況ではあるけれども、それだけ支援していても小規模事業者さんが生き残っていけない中で平成26年に法律的な用語で言うと、従来の経営改善事業に加えて経営発達支援事業に商工会、商工会議所も力を入れていきたいと思います。平成26年の法案の中で本日お話した経営発達支援計画なのです。ですから、私の説明が、経営発達支援事業についてのさらに地域との連携というところから話として始めてしまったのですが、ベースにある経営改善事業、ここに経営指導員の方、場合によりますと今もいらっしゃる記帳指導員とか経営支援員とかいう方達がまだまだかなり時間と労力をさいていらっしゃるというのは、我々も十分承知しておりますが、それだけではだめではないかという発想も重要だと思っております。それが1点目です。

曾我委員、ありがとうございます。

今日もご説明を省いてしまったところですが、まさに人口減少、地域の衰退、事業者減少というところで、一方で商工会、商工会議所の方達がやる業務が非常に増えております。さっきもおっしゃったように軽減税率対策はどうするのかとか、事業承継一つとってもどう考えるのかは本当にきめ細かな経営指導に携わっていただくといった中で、今回、この法案の法律事項ではないのですが、経営指導員の方々の体制強化といったような地方交付税要求であるとかいったもの諸々一緒に進めさせていただこうと思っております。

あと、先程高澤委員からございましたBCP大事という点で、私はこれも省いてしまったのですが、参考に入れさせていただいている中小企業強靱化法案の中でご説明したのは、②の部分の小規模事業者のBCPを支援する商工会、商工会議所のお話をさせていただき

ましたが、その上の①のところにもう少し大きな中堅中小企業自らがBCPを作っていくという取組をバックアップしようということで、企業そのものを経産大臣が認定して、信用保証であるとか税制優遇であるとかいったものも一緒になって進めていこうとしているところでございます。

瀬戸川先生からコメントのありました事業承継のところなのですが、税制拡充、一昨年、法人税、昨年、個人事業承継税制ということで税制上の拡充をしているところなのですが、法律上は民法の遺留分の手続の特例を入れるということだけ、ここの法案に載っていますので、先程強化とおっしゃったのは、そういう意味では強化はこの法案上は特段していなくて、民法上の遺留分に係る放棄の手続をこちらで簡素化しているというものが載っているのが右側の（２）です。

以上です。

○沼上分科会長 どうもありがとうございました。

それでは、次の議事に移りたいと思います。

次は３番目の議事ではありますが、「小規模企業共済制度の平成31年度付加共済金の支給率について（案）」でございませう。

本日は、共済小委員会の山本委員長が欠席でございませうので、これについては西垣課長からご説明をお願いできますでしょうか。

○西垣課長 今度は資料6になりますけれども、昨年も付加共済金の支給率についてお話しさせていただいたかと思ひますが、本年度の小委員会での結論についてご説明したいと思ひます。

簡単に制度の概要を入れておりますが、1ページ目、小規模企業共済制度としまして、個人事業主あるいは小さな企業の会社の役員の方々にとって退職金的な要素を持った形で掛金を毎月積み立てていただいて、それが月7万円を上限として所得控除できる。年間84万円です。それから、最終的に受け取るとき、事業を廃業するとか、今であれば事業承継したときとかで受け取るときに、一時金でもらうと退職金並みの控除になるということで、税制のメリットのある共済制度として作られている制度になります。

そういう意味では非常にメリットがあることもあって、在籍者が140万人、小規模事業者は305万ぐらいと言ひますので、加入者は非常に多く、実際の資産総額が9兆円を超えているという共済制度です。運用は中小企業基盤整備機構に行ひていただひております。

2ページ目は、今、申し上げたような状況で、小規模事業者は減っていると言ひながらも加入数は増えてきております。在籍人数が安定的に増加しているのが足下の状況です。

3ページ目で、今、9兆円程度のお預かりしている資産がありますけれども、かつては、この運用は底のところを見ていただきますと九千何百億円の欠損金だった時代もありますが、順調に回復してきておりまして、今は、ここでいひますと利益剰余金が2000億円を超えている状況でございませう。

4ページ目を見ていただきますと、一方で、この共済制度自身の予定利率が、制度が発

足した昭和40年代には6.6%と非常に高い利率でしたけれども、平成16年に予定利率を1%まで引き下げてから、ずっと1%です。ただ、先程申し上げましたように予定利率というメリットよりは税制上のメリットということで加入されている方も多いと思います。この予定利率は、実際に株価の変動等の運用利回りと相まってこういう変容をしてきております。

今日、お諮りしたいと思っております付加共済金は何かというのが5ページでございます。右側に2段の緑になっている図がありますが、今申し上げた予定利率に基づいて、固定された基本共済金というものが共済契約者の方には自分で計算できてわかるような受取金があります。これに仮に運用が非常に上手くいったときに付加共済金として毎年支払うか支払わないかということを決めて、支払うとなったときに付加共済金が上乘せされるという制度になっております。

この青いところの3番目のところを見ていただければと思いますが、付加共済金制度は平成8年の導入以来、まさに欠損金を抱えている中で運用してきたこともありまして、なかなか支給できる状況ではありませんでしたけれども、昨年度初めて支給の方針を決定していただいたところでございます。

ただ、ボーナスみたいにぼんともらうわけではなくて、最終的に共済金として受け取るときに、この年に決められた支給率に基づいて受取額が増えるものですので、今、契約加入されている方の中では、特段、昨年支給が決まったからと言って何か乗っかってきたというわけではありません。ただ、昨年度支給を決定した後に、この1年間でやめられた方に関しては、プラスアルファ乗って支給されている状況でございます。

今年度ですけれども、まず6ページ目で支給率の基準となる率という法律上に書いてあります。来年度の基準月で全ての共済契約者が脱退したと仮定した場合に支給すべき仮定共済金等の発生見込み総額というものを分母にして、今の剰余金をベースに来年度末の見込額、14カ月後の見込みを立てたものを分子として、支給率の基準としておりまして、これを計算しますと、0.02528という数字が出てくるのですけれども、7ページ目でございます。

この数字を含めた上で、支給率の実際の決定にあたってはその他の事情を勘案するといった文言が法律上ございまして、その他の事情を勘案する際のルールを小規模共済小委員会において議論をしてきて昨年度策定されて、そのルールに基づいて昨年度はお支払いできたのですが、今年はこのルールに当てはめると、(1)の14カ月の推計リスクという言葉が書いてあります。これは何かというと、来年3月の利益剰余金の見込みを立てることになりますので、今の時点で推計をしている結果、14カ月間の間はかなり変動するであろう、そういった14カ月の変動リスクを現在、計算すると3092億ぐらいが出てくるのですけれども、これを今の時点で推計した利益剰余金から引くといったものが1つ目のルールとしてございます。

もう一つ目のルールが(2)でして、実際にそうして推計リスクを引いた上で、付加共

済金をお支払いするとしたときにも、この原資を半分にして半分を留保しますというルールが作られております。

8 ページ目でございますが、これを図にしますと、今の段階で来年の3月末に見込まれる利益剰余金が271億円。昨年お支払いすることを決めた28.5億円のもう一つの2分の1分の留保をした部分を引きますと、2042億円になる。そこに先程申し上げた2σ水準の14ヶ月の推計リスク3092億円を引きますと、先程の分子の部分であった2071億円がマイナス1050億円になる。したがって、分子がゼロ以下になってしまうものですから、付加共済金は今回、発生しない。そういった状況ですので、非常にあっさりとしておりますが、本日、この分科会にお諮りしたいのは、平成31年度の付加共済金の支給率はゼロとするといった小委員会の結論についてご報告させていただくとともに、皆様のご審議をいただければと思っております。

以上です。

○沼上分科会長 どうもありがとうございました。

小委員会からのご提案について、ここで議決をしなければならないのですけれども、皆さんから何かご意見はございますでしょうか。

もし、特段のご意見がなければ事務局の提案どおりということにして、それを当分科会の議決として扱わせていただきたいと思いますと思いますが、いかがでございましょうか。よろしいですか。

(異議なしの声あり)

○沼上分科会長 どうもありがとうございます。

それでは、当分科会で議決したと中小企業政策審議会の会長に報告したいと考えてございます。どうもありがとうございました。

それでは続きまして、議題の4「中小企業大学の宿泊研修施設の稼働率について」です。小山課長からご説明いただきたいと思います。

○小山課長 お手元の資料7をご覧になっていただければと思います。

1 ページめくっていただきまして、宿泊稼働率ということですが、この分科会ではあまりご説明はなかったので、過去の経緯から含めて簡単に説明させていただければと思います。

平成25年末になるのですけれども、独立行政法人の改革関係の閣議決定の中で、中小企業大学の宿泊施設について指摘をいただいております。ポイントは下線の部分でして、宿泊研修施設の稼働率向上でございます。そのための取組として、どういうことをやってきたかということ踏まえまして、宿泊研修施設について国として保有しなければならない必要性の有無を判断するという閣議決定をいただいております。

この閣議決定が行われた前後の宿泊稼働率の状況ですが、全校で見まして40%から42%。25年になりますと5ポイント上昇しており、こういった状況であったということござい

ます。

2 ページは、行革の閣議決定を受けまして、中小機構に平成26年9月に検討委員会を設置いただきまして、その検討委員会で稼働率の改善方策を取りまとめていただくとともに、目標値の設定をしていただいております。目標値につきましては、赤字のところにありますように、全体で50%を上回ることを目標としております。ただし、内部目標として東京校を除いた各校でそれぞれ26年度の実績値より5ポイントの向上を図るということを定めております。

改善方策につきましては、短期、中長期、いろいろご提言をいただいているということでございます。

こちらを踏まえまして、各大学校で取り組んできたことをまとめたものが3ページになっております。短期的な改善策、中長期的な改善策、それぞれいろいろな形での取組を行ってきております。

4 ページが直近の状況になりますが、30年度見込みで申し上げますと、宿泊研修施設の稼働率は、全体として53%になっています。内部管理目標として掲げました26年度比の5ポイント上昇は、若干目標値を切り捨てているところはありますけれども、おおむね達成したところが、旭川校、三条校、人吉校という形になっております。今、宿泊施設がどのような形になっているかについては、小さいですけれども、右の写真のような部屋で、研修生が宿泊して研修を受けていただいているということでございます。

5 ページについてですが、こういった結果と過去の取組を踏まえた報告というものを昨年12月に開催された第6回検討委員会で行われまして、これまでの取組の評価ということと、今後どういうことをしていけばよいかということについて整理をしていただきました。

主な意見、これまでの取組の評価としては、大学校によっては「校長先生が非常によく頑張っている」あるいは「本業である研修講義の内容が充実してきている。」「他ではなかなかない低価格で非常に内容の濃いことをやられているので、是非、研修については継続していただきたい」という評価をいただいた上で、さらなる取組としては、「中小企業のニーズに対応して、本業である研修をしっかりと実施していく」ということと、まだまだ、研修が知られていないところがあるので、「しっかりと広報・営業活動をすべきではないか」というご意見をいただいております。

2番目が、第三者利用という形で、研修生の宿泊に支障のない範囲で、例えば、年度初めに地方銀行さん等が新人研修をやられるときに、この施設を使ってもらうとか、あるいは大学のゼミで講義も受けながら宿泊で夜も一緒に議論をするという利用をどんどん増やしていった方が良いのではないかと意見をいただいております。

3番目が、施設の改善ということで、先程写真をお示ししましたが、建物としては、30年、40年前の物で、そんなに古くはないのですけれども、それぞれの人が夜寝る環境としては若干最近のものとは見比べると古い感じがあるのではないかとということもありましたので、施設の改善も行った方が良いのではないかとということでございます。

今後の方針につきましては、この委員会で示されたさらなる取組を具体的、計画的に実施するという事で、有効利用を図るということとしてはどうかということでございます。

6ページ以降は参考資料として、本業である研修事業等でどういったことを最近行っているかということで、注目していただきたいのは12ページ以降で、政府の戦略の中でも取り上げていただきまして、最近では、サテライトゼミであるとか、ビジネススクールに近いような高度実践型の研修とあわせて、ウェブ研修というものを導入して、今の時代に合った研修にも取り組んでいく中で、リアルな研修という意味での各大学校での研修についても先程の委員会を踏まえての取組ということでご提言をいただいております。これについてご意見をいただければと思っています。よろしく申し上げます。

○沼上分科会長 どうもありがとうございました。

本件について、何かご意見、アドバイス等ございましたら、また、ネームプレートを立てていただければと思いますが、いかがでしょうか。

大浦委員、お願いします。

○大浦委員 このお話を事前説明で伺ったときにネットで集客するのが良いのではないですかという話はしたのです。なぜかということ、場所をご存じのとおり非常に厳しい場所なので、私も実は熊本県に住んでおりますが、人吉のここには到底行ける気がしません。それぐらい遠いところだと思うのです。だから、皆さん方も地の利のわかるところで調べていただくと、今、パッと銀行等でそういう方々が来られたらどうかということがありましたけれども、ほとんど可能性が低いのではないかと思うようなところなのです。それは、そういう前提でお話をさせていただきますと、そこにわざわざ行く理由をつくってあげるというのが集客戦略としては必要だと思うのです。少なくとも場所に関しては全くゼロです。ということは、そこにどうしても会いたい先生が来るということだと思うのです。今までも、実は名簿を見させていただくと、きら星のごとくすばらしい先生達が来られているのは間違いないのです。それでもこんなものでいらっしゃるでしょう。

ということは、もっと地道にネット集客のノウハウをお使いになって、フォロワーを増やして行って、その先生に会いたいというものを作らなくてはいけないと思うのです。そうすると、有名な先生でなくてもいいので、例えば人吉だったら、人吉の地元の方でもよい。持ち回りでもよいのです。とにかく地道にネット上に出てフォロワーを集めて、最終的にこの人達と是非僕達は会いたいという人吉のファンを作るといった戦略とか、あまり名前の出ていない先生でもよいので、非常に有能な先生がいらして、この人に絶対会いたいと思っていましたみたいな、時間はかかりますけれども、1年2年やっているとファンはできますので、やられたらいかがかと思えます。ネットセミナーもYouTube上に無料で上げるとはできますので、そういうチャンネルをお作りになったらいかがかと思えます。

以上です。

○沼上分科会長 どうもありがとうございました。

高澤委員、お願いいたします。

○高澤委員 私、この大学校はたまに講師で行かせてもらったりもするので、実態はわかっているつもりです。その上で、大学校の地域にとってはすごく重要な位置づけだと思います。なぜかという、やはり企業で一番大事なものは人材育成なのです。それは、大手企業であれば自分のところでできるのだけれども、本当にやらなければいけないのはわかっているのだけれども、中小中堅では、自分のところではなかなか難しい。それを人材育成に力をかけなければいけない。では、県レベルでこれぐらいの中小企業大学校のレベルできっちりと研修を組めるところがあるかということなかなかございません。宿泊施設も踏まえてきっちりと3日4日、それ以上の期間をかけて教育できるということは、中堅企業にとっては大変ありがたいと思われまして、実際に、その受講生が地元でかなりよい仕事をなさって伸びているということもよく聞きます。

ですから、当県レベルであればよいけれども、そこまでが難しい。だけれども、全国9カ所あるのは、東京ではニーズはあるのけれども、東京以外の地域においては非常に意義があるのではないかと思います。間違いなく地元の企業はハードユーザーになって喜んで活用されているということも聞いていますので、もっと内容、メニューを増やすなりして頑張っただけならばというのが正直な気持ちです。

○沼上分科会長 どうもありがとうございました。

それでは、浜野委員、お願いします。

○浜野委員 浜野でございます。

私も東京校は別としましても、仙台校とか三条校とか瀬戸校とかいくつかの施設に宿泊させていただいたことがあります。先程、ご意見でもありましたけれども、ものすごく駅から遠いですし、周りにはぼぼぼ繁華街はないですし、そもそもこれを建てようと思った当時の時代背景ですとか、環境も現代とは随分状況が変わってきているのではなかろうかと思っています。ですから、逆に周りに何もなくて駅から遠いとかを強みにできるやり方があるのではなかろうかと思っています。

先程高澤委員からもありましたけれども、やはり企業は人が命でありますし、人材教育、どこの業種でも業界でも地域の企業でもなかなかうまくいかないという会社が多いそうです。我々の仲間の中小企業でも非常に利益を上げて業績好調の会社がたくさんありますけれども、業界業種も含めて業績が好調な会社の社長に、何か悩みはありますかと聞くと、皆さんが口をそろえて人に関する事なのです。やはり中小企業大学校の持っているそもそものノウハウと、多分、知らない方が先程の話でも上がっているのですけれども、もっと知っていただくとか、活用の方法、そもそも大学校の持っておられる研修のノウハウというものもうまくミックスしてやっていただいている結果が、徐々にこの稼働率としてあらわれてきているのではなかろうかと思っています。

いろいろな地域機関との連携ですとか、例えば大学、第三者利用とか、是非使いたいという方は多くおられると思うのです。特別に何か施設をリニューアルするとかお金のかかることは極力避けて、あのままで使っていただくということは、すごく有用なことになる

のではなからうかと感じています。

地域の大学ですとか、中小企業ですと1社だとなかなか研修が打てないよねというところも商工会議所さんであり、地域の工業界とかそういうところと連動して企画するとか、例えば研修の成果というところで11ページに活用事例の報告がありますけれども、こういう会社さん、比較的規模の大きな会社さんだとは思いますが、非常に活用する方法はあるなど。あえてここの大学校の地理的、立地的なハンデも含めてそもそも持っておられる研修のノウハウも含めて、うまくミックスしてやっていくところをするべきだと思いますし、もっと使いたいという団体なり企業さんは多くあるのではなからうかなと感じています。

以上でございます。

○沼上分科会長 どうもありがとうございました。

瀬戸川委員、お願いします。

○瀬戸川委員 中小企業大学校は、私も中小企業診断士として行ったことはあるのですが、1校しか行ったことがなくて、仙台で講演をしましたが、本当に遠かったです。中小企業診断士の知り合いがいろいろところで講師として活躍していますが、皆さんどこに行っても遠いと言います。宿泊だけの利用はできないそうですが、そういう人は多分いないですね。

私もほかで研修講師をやっていますが、研修の中にも楽しみが必要です。例えば食事がおいしいとか。コース料理はいりませんが、目玉料理がある等の付加価値が必要でしょう。

どこかの中小企業大学校のプログラムを見せてもらったときに、正直、昭和のスタイルだと思いました。起立礼をするようなかちかちとした感じで、それも必要かもしれませんが、未来を担う人にここに来てほしいと思ったときに、もう少しきらきら感があるというか、行く楽しみを最初に感じてもらった方がよいのではないかと思います。あと、Wi-Fiも本当に通じているのかなど。その情報はホームページに載っていませんし、Wi-Fiのないところにはどこの企業も行かないと思います。

私は以前、週刊ホテルレストランという業界紙をやっていたので、ホテルの取材を散々してきたのですが、宿泊部門が一番儲かります。もう箱があって、そこに入ってもらっただけで日銭が稼げますから本当は一番儲かるのです。しかし、この稼働率だと、一般ホテルならとっくにつぶれているのです。もったいないと思いますし、とにかく知られていない。中小企業大学校という名前を皆さんわかっていないです。それを何かの形で、ネットとか紙の媒体に出すとか、ここにありますよとPRしていただくこと。

あと、行政の香りが名前からもするので、限られた人しか使えないようなイメージを勝手に抱かせます。一般企業が独自のプログラムで研修をやってもよいのですよね？

○小山課長 はい。

○瀬戸川委員 でも、お金を取るのはだめなのですね。

○小山課長 新人採用研修も研修ですから、利用していただいた料金というのはいたい

ています。

○瀬戸川委員 参加者からお金を取る営利のスタイルはだめということですよ。

○小山課長 参加者ではないですね。代表者から。基本的には、使っていただいたら、どなたかから費用をいただくという形で運営しています。

○瀬戸川委員 それは当然で、お金が必要だから稼働率を上げるために議題に載せているのでしょうか。そうではなくて、例えば誰か講師の人が講演・セミナーをしたくて、参加者からお金を集って場所を借りたいという箱としての利用方法は可能なのでしょうか。

○小山課長 今のようなケースだと少し判断が必要なのではないかと思いますので、すみませんがすぐには答えられないのですけれども。

○瀬戸川委員 使えるなら使いたいという人はいると思いますが、多分シャットアウトされるのではないかとという香りがすごくするので、本当に稼働率を伸ばしたいなら緩和するのもアイデアかと思います。

中小企業大学校が主催するセミナーの講師料は、驚くほどの安さなのです。先程大浦さんが言われた、きら星のような先生が来てくださっているとしても、もう少しギャラを考えないと、人気で実力のある先生を継続的に呼ぶのは難しいと思います。

ただ、宿泊があって施設があって、安く使えれば使いたいという人はいっぱいいますし、以前、生活の木の木重永さんを取材したときに、ここで学んでよかったとおっしゃっていました。学びが生きたと言われていたので、多くの人に活用されることを願っています。以上です。

○沼上分科会長 ありがとうございます。

それでは、光畑委員、お願いいたします。

○光畑委員 もう皆さんがおっしゃっていただいていることではあるのですけれども、私、たまたまこういう人里離れた大学校にも伺ったことはあって、遠いなという印象なのですけれども、今、委員として関わっているところが県の生涯学習センターで非常に不便なところです。それから、先日、又エック国立女性教育会館も館長がかわりまして何回か呼んでいただいて泊まったりもしているのですが、これも非常に不便な武蔵嵐山。それから、時々参加していますIBMの有識者会館の天城ホームステッドも非常に不便なのです。ですけれども、皆さんがおっしゃったように人里離れた感、遠いところだということを強みに変えなければいけないのだろうと思います。

正直、IBMの施設ですら昭和なのです。ですけれども、行くのは非常に楽しみで、なぜなら非常においしい食事を出していただきます。それから、いらしている方々との交流も、いろいろユニークな方がいらしているので、非常に楽しみで、結構、皆さん万難を排していらっしゃるという状況です。

又エック国立女性教育会館も県の施設も含めて、どこも場所の問題がありますので、この稼働率を見て良いですねと思ったぐらい非常に苦しんでおりますけれども、又エックに関しては先日、民間の方が館長になりまして、食事も食堂なのですけれども、サービスを

非常によくしている。食事はそれほど変わらないのですが、サービスがホテル的とまでは言わないのですけれども、かなりレベルを上げて、どうしてもそれが夜に終わってしまうので、館長が自分のワインを持ってきて泊まり込みで皆さんをもてなすということまでやられるのです。

そうすると、この間は女子大生の研修だったのですが、私も大学で話したり研修を一般にやるのですが、泊まりがけで夜まで行くと講師の方々や他の方との会話も深まりますし、2日かけてじっくり行くと学びが深いし、出てくる意見も多い。IBMもそうですけれども、非常にクリエイティブな話も出てきますし、深掘りできるところがあって、これは東京で行くと夜はプログラムではないのでメーンのところですと抜け出してしまいますよね。でも、何もないので逃げ場もないわけです。ですので、その良さにはまってしまうとよいと思いますし、中小企業の立場からはこうしたところで研修を受けさせたいという気持ちは非常にあります。ですので、非常に不便なところを強みに変えていただければと思いますし、是非続けていただきたいと思います。

以上でございます。

○沼上分科会長 時間があまりないので、曾我委員、1分程度でよいですか。

○曾我委員 質問と意見ですが、資料7の10ページにある研修の内容は、中小企業者等対象と、中小企業支援担当者等対象と2つに分かれているのですが、中小企業者等と、担当者等が合同でやるような研修は、私は非常に意義があるような気がするのですが、そういうものは制度的にはないのですか。

○小山課長 ご質問にお答えすると、今はないです。

○曾我委員 私は現場サイドで見ていると、中小企業と支援担当者が一緒になることでお互いに非常にプラスするような気がするのですが、今後、ご検討頂きたいと思います。

○沼上分科会長 ありがとうございます。

もしかすると高田委員が一言お話になりたいのではないかと思います。

○高田委員 いろいろなお意見ありがとうございます。

聞いていて本当にそのとおりだと私も思っておりますけれども、もともとこの大学校の設立の経緯を推測するに、大企業であれば必ず自分のところで研修施設を持つのです。それで、自社の社員の教育を最優先に考えるというのは、例えばトヨタはそうなのです。

ただ、中小企業の場合はそれができないということで、重要な人材の育成のための施設を作って、公的な機関がそういうサービスを提供しようという狙いで実施されたと思うのですが、時代も変わってきますと、確かにいろいろなやり方ともともと狙っている話が、より多くの人にそういった教育の機会をエンジョイしてもらおうということを考えますと、これだけ遠いところに来いという話も無理があるなということも現実には起こっていると思うのです。

いずれにしても、そういう施設も、もともと大学がそういう人里離れたところで、そういった飲むのと遊ぶのとは全く別にして、隔離するという狙いをつくっています。大企業

の施設も大体そうなのです。したがって、それはしょうがないということで、どうやってその稼働率を上げるかということは内容的なコンテンツですよね。どういうテーマで教育をするのかという話が一番魅力にあふれていることが大事だと思いますし、あとは、できるだけ知っていただきまして、そういうことをやれるのだ、そういうふうにするに意味があるのだということを、できるだけ皆さんに理解していただくように活動しなければいけないと思います。

一方で、同時並行的に今まで遠くて行けないという方々に対して、ウェビーキャンパスとかサテライトゼミがリアルな形で行っていますけれども、できるだけ多くの方々に教育を受けていただけるような環境づくりをしています。いずれは多分、教育そのものが、自分で疑問に思ったらスマホを開いてもらえば、ある意味ではいろいろな疑問に答えられるという仕組みまで持っていくということが最終的には良いのだろうと。そういうときに逆にリアルなものの意味合いというのは、だんだんと重要になってくると思います。そういう意味では、リアルとバーチャルの融合を考えながら総合的な形で、しかしながら、国の施設であり、税金で運営していますので、できるだけ稼働率を上げるような努力をしたいと思います。

○沼上分科会長 ありがとうございます。

皆さんから、遠いとか人里離れたとかいう大変貴重なご意見をいただきまして、実は、うちの大学は東京校に非常に近いところにございますので、自分の大学が人里離れたところにあることを実感した時間でございましたが、皆さんの貴重な意見に心から感謝を申し上げます。

定刻を2分程過ぎてしまいましたので、今回の会を終了させていただきたいと思います。本日の議事は全て終了いたしました。誠にありがとうございました。

午後4時32分 閉会